

# VCファンド出資持分の連結上の 取扱いプロジェクト範囲外に ASBJ

去る7月30日、企業会計基準委員会が、第530回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。  
企業会計基準諮問会議からの報告

第51回企業会計基準諮問会議（2024年8月10日号（No.1718））情報ダイジェスト参照）で決定された、次のASBJへの新規テーマに関する提言を、同会議議長が報告した。

- ・実務対応報告19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正
- ・新規テーマとして提言するとともに、繰延資産項目の見直しに関して新規テーマとする時期、順序および範囲については、ASBJの判断に委ねる。
- ・バーチャルPPAの会計処理
- ・新規テーマとして提言する。
- ・継続企業に関する会計基準の開発
- ・日本公認会計士協会が公表

した実務指針等の移管を行うプロジェクトの一環として調査研究が行われ、検討が行われた結果、新規テーマとして提言する。

また、テーマ提言には含まれていないが、一時中断している後発事象に関する会計基準開発の再開について、同会議では、1名が反対したが、その他は検討再開に同意した旨が報告された。

## VCファンドの出資持分

第222回金融商品専門委員会（2024年8月10日号（No.1718））情報ダイジェスト参照）に引き続き、上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。

時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、次の2案について、どちらの方向性で進めるか、委員に意見を求められた。

- ① 本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発する（事務局案）
- ② 個別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐ

委員からは「本プロジェクトを速やかに進めるため、①が適切」と①を支持する意見が多く聞かれた。

## 四半期報告書制度の見直しへの対応

第528回親委員会（2024

年7月10日号（No.1715）情報ダイジェスト参照）に引き続き、中間会計基準等に関連する他基準修正への対応について、審議された。

今回は、他の会計基準等で中間（第2種中間財務諸表）の取扱いを定めているが四半期の取扱いを定めていないものうち、四半期会計基準等（および中間会計基準等）においても取扱いを定めていないもの（自己株式等会計基準、役員賞与会計基準、減損適用指針、DEISの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い等）について、取扱いの明確化に関する分析・提案が示された。

## 会計

# 適用時期は変えず、公表後のモニタリング事項を追加

ASBJ、リース会計専門委

去る7月25日、企業会計基準委員会は第153回リース会計専門委員会を開催した。

前回（2024年8月1日号（No.1717））情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向

性と個別事項について、審議が行われた。

## 適用時期

適用時期について、事務局は、原則的な適用時期については前回会議と変わらず、2年超の準備期間が確保できる「2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首か

から適用」とする案を示した。

第529回親委員会（2024年8月10日号（No.1718））情報ダイジェスト参照）では、システムへの対応および税法の対応に、事務局提案の適用時期で間に合うのか不透明という意見が聞かれており、公表後のモニタリングの必要性についても言及がなされていた。

これらの意見を勘案して、次の記載を本会計基準に加える事務局案が示された。

審議の過程では、本会計基準の実務への適用を行う過程で本会計基準の開発時に想定していなかった事態が生じ得るのではないかとの意見が聞かれた。このため、収益認識会計基準の公表時における対応（収益認識会計基準第96項）と同様に、本会計基準の実務への適用を検討する過程で、本会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断することとした。

専門委員からは、賛意が聞かれた。  
また、公開草案に寄せられた

第530回親委員会でも、同テーマについて審議が行われ、賛成意見が多く聞かれた。

**文案等の検討**

「リースに関する会計基準」、「リースに関する会計基準の適用指針」（本文および結論の背景）、改正「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準」に関する適用指針、「公表にあたって」、それぞれの文案について議論が行われた。それぞれ今までの議論に即した文案となっているのかについて確認され、文

\*

事務局は「今回をもってひとりの資料を提出した」として、「次回以降、専門委員会を開催するか親委員会のみを審議とするかは事務局で検討して進めていくか」との見解を示した。

**監査**

**監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポートの公表** — CPAAOB

去る7月19日、公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という）は、「監査事務所検査結果事例集令和6事務年度版」（以下、「事例集」という）および「令和6年版モニタリングレポート」（以下、「モニタリングレポート」という）を公表した。

**「監査事務所検査結果事例集」のポイント**

最新の事例を追加するとともに、検査で発見された監査上の不備が発生した背景等もできる限り理解しやすいように記載している。

「I. 業務管理態勢編」では、根本原因究明の重要性に鑑み、

**会計・監査・開示**  
※来し方行く末

**上場企業に対する規制等②—8**  
公認会計士 市川 育義  
金融商品取引法（業者の行為規制①）

今回から金融商品取引法における業者の行為規制を取り上げる。

① 規制対象の業者

金融商品取引法においては、規制対象となる証券会社や金融先物取引業者などの業者の法律上の名称は「金融商品取引業者」と規定されているが、一般的な名称でもある「証券会社」等の名称は、使用することができる。

② 主な規制内容

「金融商品取引業者」は、有価証券・デリバティブ取引の「販売・勧誘」業務のほか、「投資助言」、「投資運用」および顧客資産の管理など、多岐にわたる業務を行っているが、たとえば、「販売・勧誘」などに対する行為規制（販売・勧誘ルール）として、次の事項を遵守しなければならないとされている。

**I 契約締結前の書面交付義務**

- 次を記載した書面を交付
- 取引内容、手数料、リスク等の重要事項
- 金融商品取引業者である旨および登録番号
- 「損失が生ずることとなるおそれ」や「損失の額が、顧客が預託すべき保証金な

どの額を上回ることとなるおそれ」があるときは、その旨

□ 禁止行為

- 不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為
- 顧客に対して損失補填を行うこと（顧客が要求することと禁止）

ハ 適合性の原則

顧客の知識・経験・財産の状況および契約締結の目的に照らして不適當な勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならない

の柔軟化が図られている。

なお、「特定投資家」には、適格機関投資家、国、日本銀行のほか、上場企業、資本金5億円以上の株式会社、その他が含まれる（金商法2③）。

このうち適格機関投資家とは、有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有する者として内閣府令で定める者であり（金商法2③一）、たとえば、証券会社、銀行、信用金庫、保険会社等が含まれる。

③ その他

「新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画（2024改訂版）」（2024年6月21日）によれば、資産運用立国の取組みを推進する観点から、たとえば、「金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保」が取り上げられている。家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備するため、販売会社等において顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているか深度あるモニタリングを行うなど、資産運用の高度化に向けた、今後の規制強化策が目

「このように金融商品取引法では、「金融商品取引業者」の顧客は、機関投資家を中心とする「特定投資家（プロ）」と個人投資家を中心とする「一般投資家（アマ）」とに区分され、「特定投資家（プロ）」に対しては行為規制

近時の検査における根本原因の究明および根本原因の事例を充実させている。

「II. 品質管理態勢編」および「III. 個別監査業務編」では、最新の検査事例を幅広く記載するほか、中小規模監査事務所における改善に資するよう、評価できる取組みの事例も充実させている。

また、新たに適用が開始された改正倫理規則等や未適用の新基準（改正監査基準報告書600、改正財務報告内部統制監査基準報告書1号など）に関する留意事項をコラムとして記載している。

さらに、事例集の「検査結果の概要」や「求められる対応」をまとめた「要約版」を作成し、事例集とあわせて公表した。

### 「モニタリングレポート」のポイント

#### (1) 「I. 監査業界の概観」

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の概況を記載し、監査業界の全体像を俯瞰している。改訂された「監査に関する品質管理基準」への対応状況について記載しているほか、監査業務の魅力向上に向けた取組みについてもコラムで紹介している。

#### (2) 「II. 審査会によるモニタリング」

モニタリング関係のデータを更新のうえ、検査を含む審査会のモニタリングの全体像を紹介している。令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の概要も記載している。

#### (3) 「III. 監査事務所の運営状況」

監査事務所組織体制、監査のIT化やグループ監査への対応を含む運営状況、会計監査人の異動や異動前後の監査報酬の状況等を紹介している。

#### (4) 「IV. 監査をめぐる環境変化への対応」

近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向を紹介している。上場会社監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所をめぐる

動向、サステナビリティの開示や保証の動向等を記載している。

審査会としては、監査品質の向上と監査の信頼性が確保されるよう、事例集やモニタリングレポートを参考にしていただき、被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層

活発に行われることを期待している。

事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイト（事例集：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-2.html>）

モニタリングレポート：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-1.html>）から参照することができる。

### 国際会計

## 超インフレ表示通貨への換算ED、公表——IASB

### 公表——IASB

去る7月25日、国際会計基準審議会（IASB）は、IAS

21号「外国為替レート変動の影響」を改訂する「超インフレ表示通貨への換算」（Translation to a

Hyperinflationary Presentation

）に関する動向、サステナビリティの開示や保証の動向等を記載している。

審査会としては、監査品質の向上と監査の信頼性が確保されるよう、事例集やモニタリングレポートを参考にしていただき、被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層活発に行われることを期待している。

事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイト（事例集：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-2.html>）

モニタリングレポート：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-1.html>）から参照することができる。

近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向を紹介している。上場会社監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所をめぐる

動向、サステナビリティの開示や保証の動向等を記載している。

審査会としては、監査品質の向上と監査の信頼性が確保されるよう、事例集やモニタリングレポートを参考にしていただき、被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層活発に行われることを期待している。

事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイト（事例集：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-2.html>）

モニタリングレポート：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-1.html>）から参照することができる。

近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向を紹介している。上場会社監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所をめぐる

### 国際会計

## 公的説明責任のない子会社の開示ED、公表——IASB

去る7月30日、IASBは、IFRS 19号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正（Amendments to IFRS 19, Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures）の公開草案（以下、「本公開草案」）を公表した。

本公開草案は、2021年2月から2024年5月の期間（以下、「対象期間」）にIASBにより公表されたIFRS会計基準書またはその修正（以下、「基準書等」）に基づく開示要求について、一定要件を満たす非上場の子会社（以下、「公的説

明責任のない子会社)がIFRS 19号を適用する場合の開示の削減または簡素化(以下、「削減等」)を提案している。

**本公開草案の概要**

2024年5月9日に公表されたIFRS 19号は、公的説明責任のない子会社については、IFRS会計基準が求める開示の一部について軽減された開示を行うという選択を可能としている。IFRS 19号においては対象期間に公表された基準書等についての削減等は検討・基準化されていなかったため、本公開草案により次の開示の削減等が追加的に提案されている。

●会計基準書  
 ・IFRS 18号「財務諸表における表示及び開示」  
 ●会計基準書の修正  
 ・交換可能性の欠如…IAS 21号「外国為替レート変動の影響」の修正  
 ・国際的な税制改革…第2の柱モデルルール…IAS 12号「法人所得税」の修正  
 ・サプライヤー・ファイナンス契約…IAS 7号「キャッシュ・フロー計算書」およびIFRS 7号「金融商品…開示」の修正

・特約条項付の非流動負債…IAS 1号「財務諸表の表示」の修正

**適用関係等**

本公開草案へのコメント期限は2024年11月27日であり、IASBは、コメントの検討等を経た追加的な開示の削減等を行うことを意図している。なお、IFRS 19号は、2027年1月1日以降開始事業年度から適用が可能とされており、早期適用も認められている。

**国際会計**

**気候関連等の不確実性についての設例ED、公表—IASB**

去る7月31日、IASBは、「財務諸表における気候関連およびその他の不確実性—設例の提案」(Climate-related and Other Uncertainties in the Financial Statements—Proposed Illustrative examples)の公開草案(以下、「本公開草案」)を公表した。

**本公開草案の概要**

本公開草案は、気候関連の不確実性についての財務諸表における情報不足や財務諸表内外での開示情報の一貫性の欠如が投資家等により懸念されていることへの対応として、IFRS会計基準の適用の設例を示すことで、財務諸表における情報開示の透明性改善と、サステナビリティ開示等の財務諸表以外の報告と財務諸表のつながりを強化することが狙いとされている。

本公開草案は図表の8つの設例を提案している。IASBは、提案されている設例は気候関連の不確実性に加え、経済・規制・技術・社会および環境に関連する他の不確実性についても同様に適用されるものではなく、既存のIFRS会計基準の要求事項を適用するうえでの強制力のない指針(non-mandatory guidance)と位置づけられている。

(図表) 設例

設例	対応するIFRS会計基準書	設例の内容
1	IAS1号「財務諸表の表示」またはIFRS18号「財務諸表における表示及び開示」	移行計画の財務的影響を開示すべきとした重要性判断の例
2	同上	温室効果ガス排出ポリシーの財務的影響の開示が不要であったとした重要性判断の例
3	IAS36号「資産の減損」	減損テストにおける温室効果ガス排出の将来コスト見積りを開示される仮定(assumption)とした例
4	IAS1号またはIAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	気候関連の移行リスクに関連する仮定について、IAS36号に基づく開示が不要である場合に、IAS1号またはIAS8号に基づく開示を検討した例
5	IAS1号またはIFRS18号	未効用の新規規程の繰延税金資産の資産性への影響について開示するとした例
6	IFRS7号「金融商品：開示」	金融機関による信用リスクの開示において一定の貸出金ポートフォリオへの気候関連リスクの影響を重要と判断した例
7	IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	長期に存続する想定石化製品製造工場の廃棄・現状回復コストの引当金が、割引計算により重要性のない金額になっている場合に、想定より早期に工場を閉鎖した場合の影響に鑑み不確実性について開示を行うと判断した例
8	IFRS18号	温室効果ガス排出量の多寡により有形固定資産を区分した情報を開示すると判断した例

例を提案している。

IASBは、提案されている設例は気候関連の不確実性に加え、経済・規制・技術・社会および環境に関連する他の不確実性についても同様に適用されるものとして位置づけられている。

**コメント期限**

本公開草案へのコメント期限は2024年11月28日である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年7月31日	「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」の改正(案)	中小企業庁	複数の大企業において、受注者が発注者に納品した目的物または目的物を組み込んだ製品について、第三者との間に知的財産権に関する紛争が生じたときは、発注者は、受注者の責任の有無にかかわらず、紛争解決に係る責任や負担の一切を、例外なく一方的に受注者に転嫁できる「責任転嫁行為」と解釈できる可能性があるガイドライン違反の契約を締結していることが確認されたため、他の大企業においても、責任転嫁行為を含む契約を締結している可能性があるという観点から、大企業・中小企業ともに注意すべきポイントの明確化と、未然防止策の強化を目的として、所要の改正を行うもの。コメント期限は9月4日。 <a href="https://public-comment-e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=640124008&amp;Mode=0">https://public-comment-e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=640124008&amp;Mode=0</a>	—

金融

日銀の政策転換とその課題

日銀は7月31日、金融政策決定会合を開催し、政策金利である無担保コール翌日物金利を、それまでのターゲットレンジ0～0.1%程度からターゲット水準0.25%程度に引き上げた。さらに、長期国債買入れの減額について、月間の長期国債の買入れ予定額を、毎四半期4,000億円程度ずつ減額し、2026年1～3月に2.9兆円程度とする決定を行った。

長期国債の買入れ減額は全員一致で決まったが、利上げについては中村委員と野口委員が反対票を投じた。反対理由については、中村委員は「今回の金融政策決定会合で、法人企業統計などを確認して判断を下すべき」、野口委員は「賃金上昇の浸透による経済状況の改善を、データに基づいてより慎重に見極める必要がある」と表明した。

今回の日銀の決定にはいくつもの重要な特徴があるが、その実効性については懸念がある。まず長期国債買入れ減額計画の具体化は、市場の予測可能性が高まるが、実際に債券市場の

動をどれだけ抑制できるかは未知数だ。また政策の柔軟性が強調されており、金利が急激に上昇する場合には機動的に長期国債の買入れ額を増やす方針だ。

ただ、最近まで実施されたイーールドカーブコントロール下における10年ゾーンの許容レンジの記憶もまだ新しい。再び、日銀対投機筋の攻防の構図が生じるかもしれない。その意味で、実際に機能するかは試される段階といえる。したがって、金利上昇局面では、急激な金利上昇が企業経営や個人消費に悪影響を及ぼすため、柔軟性の確保が重要であることは確かだが、逆に物価上昇を抑制する意味では、あまり長期的な計画性を打ち出さないという考え方もあってよい。

日銀の対応が市場の期待に込められるか見極める必要である。また、今回の政策決定は、物価安定と経済成長を両立させる意図だが、その実効性も今後の課題だ。日銀が今後も適切な金融政策を実施するためには、さらなる透明性と具体的な成果が必要となりそうだ。

証券

多少の波乱を招いた7月金融政策決定会合

7月末に同日開催となった日米中央銀行の金融政策決定の会議結果は、時差のため、半日のずれはあるが、すぐに両国の株式市場に反映された。金融政策の焦点は日本が利上げ、アメリカが利下げと正反対であったが、事前予想では、日本市場では利上げはまだだろう、とみるのが多数派で、米国市場では投資家の大半は今回、利下げはな

く、8会合連続据置きとみていたようだ。フタをあけてみると、日本銀行は政策金利を0.25%引上げ、米連邦準備制度理事会(FRB)は今回の金利据置きと、次回会合での利下げの可能性を強調した。

金融政策会議後の日米の金利見通しは、金利差が縮小していくため、為替相場は円高・ドル安となる。7月には1ドル＝160円を超えてきた為替相場に対し、円安是正を試みた政府・日銀は円買い介入を行い、金融政策会合の前には1ドル＝150円台半ばに戻していた。そして、利上げが決定されると、1ドル＝149円

台へと円高が一気に進んだ。日本の株式市場は円安で株高、円高で株安という習性がある。金融政策会合後、米株価は堅調であったが、日本株価は目立った下落を記録した。では、これから円高・ドル安が予想されるとなると、日本株価はさえない状況が続くことになるだろうか。必ずしもそうではないと考える。まず、円高で需要増加、コスト低下などのメリットを受ける業界、企業の掘り起こしが進む、その株価の見直しが進むと考えられる。円高＝株安は絶対的なものではない。

また、米株価は堅調を続ける予想されるが、業績好調な企業の株価が日本の同業企業の株価を刺激するといった連鎖反応も期待される。

次の金融政策決定会議は日米ともに9月中旬である。その間、米大統領選挙をめぐる情報が経済や金融にさまざまな影響を及ぼすだろう。日本株式市場としては金融政策決定会議の方向を冷静に見つめることが重要だ。